

目 次

1	実習目的・目標	1
2	実習科目および単位、履修年次	1
3	実習科目の履修要件	2
4	実習単位の認定	2
5	実習における学生の健康管理と感染予防対策	2
6	実習中の安全管理	4
7	実習中の事故に関して加入している保険と補償内容	5
8	個人情報（診療情報含む）の取り扱いについて	6
9	実習における留意事項	7
10	非常時の実習取り扱い	7
11	実習施設名等	9
12	各実習科目の目的・目標・内容等	
1)	早期体験実習	10
2)	基礎看護学実習	11
3)	成人看護学実習Ⅰ	12
4)	成人看護学実習Ⅱ	13
5)	精神看護学実習	14
6)	老年看護学実習Ⅰ	15
7)	老年看護学実習Ⅱ	16
8)	母性看護学実習	17
9)	小児看護学実習	18
10)	在宅看護学実習Ⅰ	19
11)	在宅看護学実習Ⅱ	20
12)	公衆衛生看護学実習Ⅰ	21
13)	公衆衛生看護学実習Ⅱ	22
14)	公衆衛生看護学実習Ⅲ	23
15)	統合看護実習	24
	参考「学校において予防すべき感染症」における出席停止と手続きについて	27

1. 実習目的・目標

1) 目的

既修得の知識・技術を活用し、あらゆる健康レベルにある対象の看護を実践する基礎的能力を養う。

2) 実習目標

- (1) 看護の対象を個人・家族・集団から多角的にとらえ、総合的に理解する能力を養う。
- (2) 科学的思考に基づきライフサイクル各期の対象に応じた看護をアセスメントする能力を養う。
- (3) 多様な援助場面において、対象の個別性に応じた計画的な看護を実践できる基礎的能力を養う。
- (4) 培われた倫理観に基づき、対象との人間関係を通して生命の尊厳を理解する能力を養う。
- (5) 保健・福祉システムにおける看護の機能と役割を理解することができる。

2. 実習科目および単位、履修年次

授業科目名		履修年次								備考	
		1年		2年		3年		4年			
		履修セメスター									
		1	2	3	4	5	6	7	8		
看護師教育課程・ 保健師教育課程 共通	早期体験実習	1									
	基礎看護学実習				2						
	成人看護学実習Ⅰ						3				
	成人看護学実習Ⅱ						3				
	精神看護学実習						2				
	老年看護学実習Ⅰ						3				
	老年看護学実習Ⅱ								1		看護師教育課程のみ
	母性看護学実習						2				
	小児看護学実習						2				
	在宅看護学実習Ⅰ								1		
	在宅看護学実習Ⅱ									1	
	統合看護実習								2		
保健師 教育課程	公衆衛生看護学実習Ⅰ								1		
	公衆衛生看護学実習Ⅱ								3		
	公衆衛生看護学実習Ⅲ									1	
合計		看護師教育課程 実習 23 単位 保健師教育課程 実習 27 単位									

3. 実習科目の履修要件

- 1) 各実習科目を履修する者は、原則として次の科目単位修得の要件を満たしていること。
 - (1) 第4セメスターの基礎看護学実習を履修する者は、早期体験実習を修得していること。加えて、平成30年度入学生以降は、基礎看護学概論、早期体験実習、基礎看護学演習Ⅰ、基礎看護学演習Ⅱ、フィジカルアセスメント、看護過程論の単位を修得していること。
 - (2) 第6セメスター以降の実習科目を履修する者は、早期体験実習および基礎看護学実習の科目を修得していること。
 - (3) 第6セメスター以降の実習科目を履修する者は、第5セメスター終了までの未修得の必修科目が4科目以下であること。
 - (4) 各実習科目に関連する専門科目（概論、援助論、演習）の単位を修得していること。
 - (5) 公衆衛生看護学実習を履修する者は、専門基礎科目区分の保健社会学科目群のすべての科目、および専門科目区分の公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護活動論、公衆衛生看護展開論、公衆衛生看護管理論の単位を修得していること。
 - (6) 統合看護実習の履修要件は、上記の(1)～(3)の履修要件に付加し、各分野の単位認定教員の要件を充足していること。
 - (7) 統合看護実習を履修する者は、第6セメスター未修得の実習科目が1科目以下であること。
- 2) 毎年行われる大学の定期健康診断を受けていること、および看護学科において指定した結核、B型肝炎、小児感染症、インフルエンザの予防対策を行っていること。
- 3) 実習において必要な保険に加入していること。
 - * (1)の要件は、平成24年度入学生から適用するものとする。
 - * (5)の要件は、平成21～23年度入学生に適用するものとする。

4. 実習単位の認定

- 1) 各科目において、5分の4以上、出席していること。
- 2) 実習状況、出席状況、記録類、カンファレンスへの参加態度などを総合的に評価し、所定の単位を認定する。→実習状況、記録類などを総合的に評価し、所定の単位を認定する。(領域で異なるので)

5. 実習における学生の健康管理と感染予防対策

実習の対象となる各実習場所には、感染の危険が数多く潜在していることを認識する必要がある。学生が感染の媒介者とならないために、また、自分自身を守るためにも感染症に対する予防対策を実施して、実習に臨む必要がある。

- 1) 健康管理
 - (1) 各学年で実施する定期健康診断を受ける。やむを得ず、定期健康診断を受けられなかった場合は、各自で健康診断を受ける。
 - (2) 十分な食事・睡眠をとることを心がけ、日頃から自己の健康管理に留意する。
 - (3) 実習前には、感染性疾患罹患状況と予防接種の有無を確認し、不安要因があれば担当教員に相

談する。

- (4) 体調不良および感染が疑われる場合（発熱、咳、下痢、結膜症状など）は、実習に出席する前に担当教員に相談し、その後の対応について指示を受ける。
- (5) 実習に際して配慮が必要となるような健康状態にある場合（病気、外傷、妊娠等）やその判断ができない場合は、事前に担当教員に相談する。

2) 実習中の感染予防対策

- (1) 学生が感染源（媒介者）にならないために、清潔なユニフォームを着用し、髪の毛がケアのときに対象に触れないようにする。
- (2) 感染性廃棄物の分別は各実習施設で定められた方法に従う。
- (3) 手指衛生の徹底
 - ① 爪は短く切り、やすりで整える。
 - ② 実習の前後および患者のケア前後には手指衛生（流水と石けんまたは速乾性手指消毒剤による）を行う。
 - ③ 感染源となりうるもの（血液・体液・分泌物・排泄物、傷のある皮膚・粘膜等）に触れたときは必ず流水と石けんで手洗いをを行う。

(4) 感染防護

- ① 必要に応じて、マスク・プラスチックエプロン（ガウン）・ゴーグルなどを装着する。咳、くしゃみ等の症状があるときは、マスクを着用する。
- ② 感染源となりうるもの（血液・体液・分泌物・排泄物、傷のある皮膚・粘膜等）に触れるときは、手袋を着用する。
- ③ 使用後の針は、針刺し事故防止のため、リキャップはせず、専用の針捨てボックスにその場で捨てる。

(5) 実習前の検査

感染症予防対策として、以下の①～⑦を実施する。

- ① 定期健康診断を受診する。
- ② 定期健康診断にて、結核検査を受ける。
- ③ 定期健康診断にて、下記の事項について抗体検査を受ける。
 - ・ B型肝炎
 - ・ 小児感染症（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）
- ④ ③の抗体検査の結果に基づいて、各自の責任でワクチン接種を受ける。なお、B型肝炎ワクチンについては、接種終了までに約6ヶ月かかるため、接種日程について注意する必要がある。
- ⑤ ワクチンを接種しても免疫を有さない場合は、各実習科目担当教員に相談する。
- ⑥ ワクチン接種後は抗体獲得検査を受け、ワクチン接種日、抗体価の結果について、検査を受けた病院の医師に看護学科指定の書類に記載を依頼する。
- ⑦ ⑥の抗体獲得検査の結果を、指定の期日までに事務室（感染対策担当）に提出する。各抗体獲得検査の結果は必ずコピーを取り各自で保管し、すぐに結果が分かるようにしておく。

- ⑧ 大阪市立大学医学部附属病院での実習期間が11月から3月の場合は、インフルエンザワクチンの接種済証の提出が原則必要である。大阪市立大学医学部附属病院で接種した場合は、提出は不要である。

3) 実習中の感染症罹患・感染事故発生時の対応

学生が感染症に罹患したり、感染事故に遭遇した場合は、「実習中の事故及びインシデント・感染症時の学内報告システム」に基づき速やかに担当教員に報告し、指示を受ける。なお、欠席による実習時間数に関する対応は、実習領域ごとの指示に従う。また、本要項の末尾に、「学校において予防すべき感染症」における出席停止と手続きについて明記しているので参考にすること。

6. 実習中の安全管理

1) 看護学科における実習中の事故およびインシデントとは

(1) 実習中の事故

「実習中の事故」とは、臨地実習中・実習施設への登下校・実習中の移動等における、傷害・賠償事故、ウイルス・細菌感染等をいう。実習中の事故の発生例には、下記のようなものがある。

自己傷害	学生が傷害を負うなどの被害者となった場合（事故等による外傷、針刺し、自分の切傷が患者の血液粘膜に触れるなどしてウイルス・細菌に暴露した場合など）
対人賠償	学生が他人の身体・生命を介した加害者となった場合（転倒・転落、誤嚥、感染媒介、その他の外傷など）
対物賠償	施設や他人の備品や物品を壊したり無断で破棄したりした場合（備品・物品・薬品の損壊、物品の紛失、破棄など）

(2) インシデント

「インシデント」とは、重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の状況をさす。

2) 実習中の事故およびインシデント防止対策

実習中の事故およびインシデントは、学生の個々の知識不足、技術不足、不安や緊張、焦りなどのほか、学生・教員・臨床指導者・対象者間の相互作用、学習環境要因などが複雑に絡み合って発生する。実習中の事故およびインシデント防止対策として、以下の(1)～(4)に留意する。

- (1) 常に看護知識の確認や看護技術の復習を行い、安全性と安楽性に留意して看護援助を行う。
- (2) 不安や緊張、焦りは集中力の低下につながることもあるため、心身の状態をコントロールし実習に臨む。
- (3) 看護援助実施前の確認を怠らず、慎重に行動するよう心がける。
- (4) 不明確なことがあれば自己判断せず教員や臨床指導者に相談するなど、自分自身の状況を観察して対応する。

3) 実習中の事故およびインシデント・感染症発生時の対応

(1) 実習中の事故

- ① 実習中に誤って事故を起こした場合や誤って器具を破損した場合は、直ちに実習施設または

病棟の責任者および担当教員に報告し、指示を受ける。

- ② 加入している賠償責任保険の当該保険会社に連絡を入れ対処法や問題発生時のサポートを得る。

(2) 実習中のインシデント

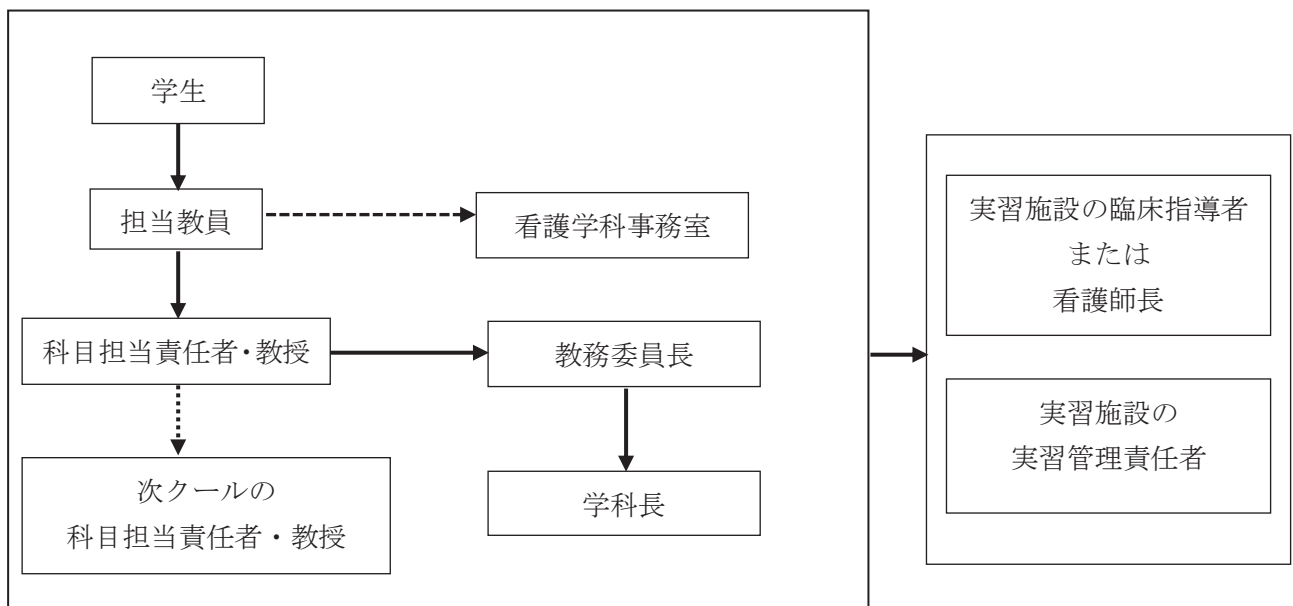
- ① 学生自身がインシデント発生に気付いた場合、速やかに担当教員および臨床指導者に報告する。
- ② 学生自身のリスク意識について担当教員と確認を行い、何が危険だったのか、どうすればよかったのかなど、インシデント体験をフィードバックする。
- ③ 自己や他者のインシデント体験の共有は、事故発生のリスクに対する感性を向上させ、危険回避行動をとることにもつながるため、必要に応じて情報共有をはかる。

なお、実習中の事故およびインシデントを報告した者が、当該報告があったことを理由に不利益を被ることはない。

4) 実習中の事故およびインシデント発生時の学内報告システム

実習中に事故およびインシデントが発生した場合は、「実習中の事故およびインシデント発生時の学内報告システム」に基づき速やかに報告する。

「実習中の事故およびインシデント・感染症発生時の学内報告システム」



- * —→ 報告、-.-.-> 状況に応じて報告
- * 報告する相手に連絡が取れない場合は、必ず次の者に報告する。
- * 科目担当責任者・教授は、必要に応じて教務委員長と相談して対応する。
- * 感染症発症時の場合についても上記システムに準ずる。

7. 実習中の事故に関して加入している保険と補償内容

本学科では、実習中における事故などの予期せぬ事態への対応が可能な賠償責任保険に、個々に学生が加入することを実習の履修要件としている。実習中の他者への賠償費用の保険対応が、賠償責任保険加入により可能となる。したがって、実習における保険に加入する場合、①実習中の本人の事故被害の補償、②実習中の他者（実習施設含む）に対する事故被害の補償、③実習中の個人情報の漏洩

に対する補償の全てを可能とする保険に加入する必要がある。

ただし、保険の種類、掛け金や加入期間により、保険の補償内容が異なるため、各自で保険の補償内容を確認した上で、指定した期限までに必ず加入し、看護学科事務室に報告する。

8. 個人情報（診療情報含む）の取り扱いについて

実習において学生は、患者の診療情報を入手できる環境にあるので、守秘義務を遵守し個人情報の保護に努める必要がある。実習中に知り得た個人情報が漏れることがないように留意すること。

1) 「個人情報」とは

「個人情報」とは生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を認識することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。また、診療録等の形態に整理されていない場合でも個人情報に該当する。

死者に関する情報は、遺族などが生存する個人に関する情報でもある場合はこれに含まれる。（個人情報保護法第2条、および厚生労働省：医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン、2004年12月、2010年9月改正）

(1) 診療情報には、特定の個人を認識することができる個人情報が含まれている。診療情報は業務上知り得る個人の秘密であり、取り扱いに際しては守秘義務を厳守するとともに個人情報の保護に努める必要がある。

(2) 看護者の守秘義務は保健師助産師看護師法および刑法などに規定されており、日本看護協会の「看護者の倫理綱領」（2003年）の第5条には、「看護者は、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、これを他者と共有する場合は適切な判断のもとに行う」と明示されている。看護者が守秘義務に違反した場合、法的には「刑事責任」、「民事責任」、「行政上の責任」が問われる。

2) 個人情報の取得ならびに取り扱う場所の特定について

個人情報を取り扱うのは、実習に係る施設（実習先施設、学校など）内とする。施設内での移動時や公共の場、施設外では、個人情報に関することを話さない。また、実習記録やメモなどの資料についても移動中や公共の場、施設外では閲覧、記入しない。

3) 個人情報へのアクセスについて

(1) 原則として、受け持ち対象者以外の個人情報へのアクセスは禁忌とする。

(2) 大阪市立大学医学部附属病院の場合、電子カルテへは、学生個人のIDでアクセスして閲覧する。その他の施設は、各実習科目担当教員の指示に従う。

4) 個人情報の転記の制限について

(1) 個人情報は手書きとする。

(2) 原則として、固有名詞は、ABC・・・等の記号で記載するなど、匿名性を確保し、連絡先、生年月日など個人が容易に識別できる情報は、実習記録やメモ類に記載しない。

(3) 実習に不必要な情報や、不確実な情報を記載しないように留意する。

5) 個人情報の漏洩防止について

個人情報及び実習中に知り得た対象者等の個人情報はパソコン・スマートフォンなどの電子機器には一切入力しないこと。また、個人情報及び実習中に得た事項については、電子機器を介しての情報交換およびインターネット上（ホームページ、ブログ、ツイッター、ラインなどのソーシャルネットワーキングサービス）への書き込みを禁ずる。

- (1) 個人情報は、実習目的以外に利用しない。
- (2) 個人情報の記載のある記録（実習記録やメモ類など）のコピーは禁忌とする。ただし、カンファレンスの資料等でコピーが必要な場合は、各実習科目担当教員の指示に従う。
- (3) 個人情報の記載のある記録（実習記録やメモ類など）を持ち運ぶ場合は、外部から見えないように管理する。
- (4) 実習記録およびメモ類は、実習中・実習終了時もしくは卒業時に返却された場合、個人情報保護に配慮して厳重に保管するか、破棄する場合はシュレッダーにかけるなど再現不可能な状態にする。
- (5) 個人情報の記載のある記録（実習記録やメモ類など）は紛失しないよう留意する。万が一、紛失の可能性が生じた場合は、速やかに各実習科目担当教員に連絡する。

6) その他

上記内容の例外が許可される場合や判断に迷う場合は、各実習科目担当教員の指導を受けた上で、実習中に知り得た個人情報が漏れることのないように留意する。

9. 実習における留意事項

1) 実習時の心構え

- (1) 実習生として、また社会の一員としての適切な行動や態度を常に考えて臨む。
- (2) 実習生として礼儀正しく行動し、挨拶や言葉遣いに留意する。
- (3) 対象や環境等に異常を発見した時は、迅速かつ正確に報告する。
- (4) 対象に行った看護について、適宜、担当教員・実習施設の指導者・担当看護師に報告する。
- (5) 病気、事故等でやむを得ず欠席、遅刻、早退する場合は、必ず担当教員・実習施設の責任者等に連絡する。

2) 服装・身だしなみ

- (1) 各領域指定のユニホームを着用し、実習中の化粧は、学生として健康的なものとし、不愉快な印象を与えないよう気をつける。
- (2) 常に清潔にし、頭髮は乱れないように整え、ユニホームの衿につかないようまとめる。
- (3) 装飾品はつけない、貴重品・不必要なものは持ち歩かない。

10. 非常時の実習取り扱い

1) 非常事態発生時

非常事態の発生時は、実習施設または病棟責任者および担当教員に報告し、指示に従う。

2) 交通ストライキおよび運休時の実習について

下記の交通機関のうち、同時に2群以上ストライキおよび運休を行った場合の実習は、原則として中止する。

ただし、別表のとおりストおよび運休解除の時刻により、全部または、一部の実習を行う。

第1群：JR 全線

第2群：私鉄（近鉄・阪急・阪神・南海・京阪・大阪高速鉄道(モノレール)）のうち1社以上

第3群：Osaka Metro（地下鉄およびバス）

なお、交通機関の運休または遅延により実習の開始時刻に遅れた場合は、交通機関が発行する遅延証明書及び交通手段、日時、遅延時間が記載された証明書（鉄道各社のホームページからダウンロードしたもの）を担当教員に提出し指示を受ける。

3) 台風の接近および通過当日の実習について

「大阪府下に暴風警報又は特別警報のいずれか」が発令された場合の実習は原則として中止とする。

ただし、別表のとおり暴風警報解除の時刻により、全部または、一部の実習を行なう。

また、台風通過に伴い、大阪市近郊の交通機関の運行に著しい支障が生じた場合には、前項の規定に関わらず「交通ストライキ当日の授業について」の取り扱いに準じて学科長が定める。

4) 大地震等における大規模災害にみまわれた場合の実習は、原則として中止する。

5) 個別に対応が必要な場合、もしくは判断に迷う場合は担当教員に連絡し指示を受ける。

別表

交通機関のスト・運休・暴風警報 又は特別警報解除の時間	実習を中止する時間	実習を行う時間
午前7時以前		全日
<u>午前11時以前</u>	午前	午後
午前11時を過ぎても解除されない場合	全日	

※ 実習中に暴風警報が発令された場合は、その後の実習を中止とする。

11. 実習施設名等（2020 年度実績）

実習科目別の実習施設一覧表（ただし実習場所については変更の可能性もある。）

実習科目	実 習 施 設 名
早期体験実習	大阪市立大学医学部附属病院 7F 東、8F 東、9F、10F 東、10F 西、11F 東、11F 西、12F 東、12F 西、13F 東、13F 西、14F 東、14F 西、15F 東、15F 西、16F 西、17F 東、
基礎看護学実習	大阪市立大学医学部附属病院 7F 東、9F、10F 東、11F 西、12F 東、12F 西、13F 西、14F 東、14F 西、16F 東、18F 東
成人看護学実習Ⅰ	大阪市立大学医学部附属病院 7F 東、9F、10F 東内科、10F 西内科、11F 東内科、11F 西内科、化学療法センター、生活習慣病・糖尿病センター
成人看護学実習Ⅱ	大阪市立大学医学部附属病院 B1・4F 救命救急センター、4F 手術部、4F ICU、9F HCU、13F 東外科、15F 東外科、15F 西外科、16F 東外科、16F 西外科
精神看護学実習	大阪市立大学医学部附属病院 6F 東神経精神科、3F 神経精神科外来、医療法人好寿会美原病院、精神障害者地域生活及び自立支援にかかわる施設
老年看護学実習Ⅰ	多根介護老人保健施設てんぼーざん、淀川勤労者厚生協会介護老人保健施設よどの里、大阪市立大学医学部附属病院外来・患者総合支援センター
老年看護学実習Ⅱ	特別養護老人ホーム花嵐、特別養護老人ホームたまつくり苑
母性看護学実習	大阪市立大学医学部附属病院 8F 東女性診療科（産科・MFICU）、8F 西新生児科（NICU・GCU）、2F 女性診療科（周産期）外来
小児看護学実習	大阪市立大学医学部附属病院 17F 西小児医療センター、3F 小児科・新生児科外来、8F 大阪市立光陽特別支援学校市立大学附属病院分教室
在宅看護学実習Ⅰ	訪問看護ステーション（8 か所）
在宅看護学実習Ⅱ	大阪府内の地域包括支援センター（10 か所）
公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ	大阪市各区保健福祉センター（24 か所）
公衆衛生看護学実習Ⅲ	事業所等
統合看護実習	実習施設は開講年次に提示予定

12. 各実習科目の目的・目標・内容等

1) 早期体験実習

(1) 実習目的

医療チームの一員である看護学生の責務を学ぶ。また、病院で働くさまざまな医療専門職の活動現場に身をおき活動の見学を通して、学習のイメージを形成する。

(2) 実習目標

- ① 医療チームの一員としての看護学生の責務を学ぶ。
- ② 医療現場の多職種によって医療が提供されていることを知る。
- ③ 医療専門職の活動現場に身をおき、活動の実際、活動をささえる環境・体制を知る。
- ④ 看護活動にふれ、病院の環境、看護の役割と機能を知る。
- ⑤ 実習の体験を通して、学習のイメージを形成する。

(3) 実習内容

・大阪市立大学医学部附属病院で実習、および、学内でグループワーク・演習を行う。

(4) 実習方法

- ① 看護管理者を含む多くの医療専門職者の講義・部門見学を行う。
- ② 病棟の看護活動を見学する。
- ③ 適宜、グループワーク・演習を行う。

(5) 実習記録

所定の記録用紙に記録し、指定する期日に提出する。

(6) 実習評価

実習終了後、所定の評価項目に基づき担当教員が行う。

2) 基礎看護学実習

(1) 実習目的

入院生活を送る患者を理解し、看護過程をたどりながら看護問題を解決するための日常生活援助を中心にした援助を学ぶ。また、医療チームの一員としての看護学生の責務と行動を考える。

(2) 実習目標

- ① 入院生活を送る患者の看護問題の解決に向けて、看護計画を立案する。
- ② 看護計画にもとづいて、受け持ち患者に日常生活援助を適切に実施する。
- ③ 医療チームの連携の必要性を理解し、チームにおける看護の機能と役割について述べる。
- ④ 医療チームの成員である看護学生として適切な行動をする。

(3) 実習内容

- ・大阪市立大学医学部附属病院で実習、および、学内でグループワーク・演習を行う。
- ・患者を1名受け持ち、看護過程をたどりながら、既習の看護技術を実施する。

(4) 実習方法

- ① 全体およびグループ別にオリエンテーションを行う。
- ② 入院生活を送る患者を1名受け持ち、看護過程をたどりながら、既習の看護技術を実施する。
- ③ 適宜、カンファレンスを行う。

(5) 実習記録

所定の記録用紙に記録し、指定する期日に提出する。

(6) 実習評価

実習終了後、所定の評価項目に基づき担当教員が行う。

3) 成人看護学実習 I

(1) 実習目的

慢性疾患を持ち疾病のコントロールを必要とする患者および家族の特徴を理解し、看護過程をと
おして患者・家族の状態に応じた基本的な看護実践能力を養う。

外来看護において提供される看護の概要を理解・体験し、継続治療における看護の役割を学ぶ。

(2) 実習目標

・病棟実習

- ① 患者および家族に積極的な関心を持ち援助関係が築ける。
- ② 看護を展開する上で必要な情報を収集し、計画を立案できる。
- ③ 看護計画に基づき患者の反応を確認しながら看護問題を解決するための援助が実施できる。
- ④ 実施した看護を要約し、継続していく上での課題が明らかにできる。
- ⑤ 患者および家族の権利擁護について考え、看護専門職者の役割が理解できる。

・外来実習

- ① 慢性看護における外来看護の役割を体験する。
- ② 通院治療を受ける患者や家族の特徴を知る（身体的、心理的、社会的）。

(3) 実習内容

・大阪市立大学医学部附属病院で慢性疾患患者を対象に、病棟と外来で実習を行う。

(4) 実習方法

- ① 実習期間は3週間であり、病棟と外来で実習を行う。
- ② 病棟においては、1人の患者を受け持ち、看護計画に基づき看護援助を実施する。
- ③ 外来においては、患者や看護師と共に行動し医療の継続と生活の両立に対する支援の実際を体験する。
- ④ カンファレンスをとおして、実習の学びを深める。

(5) 実習記録

所定の記録用紙に記録し、指定する期日に提出する。

(6) 実習評価

実習目標の到達状況（実習評価表）と実習記録内容、実習態度や出席状況等から総合的に評価を行う。

4) 成人看護学実習Ⅱ

(1) 実習目的

周手術期にある対象（以後患者）を理解し、「看護過程」を用いて周手術期患者に特有な看護上の問題を解決する手法の基礎を実践的に学ぶとともに、心身の危機的状況下から生活機能の回復、社会復帰に至るまでの患者の生活過程を整えるために必要な看護技術を状況に応じて判断・選択して実施するための基礎的能力を養う。あわせて、看護者としての自己の役割を考えるとともに周手術期における関連職種と看護の連携を考える。

(2) 実習目標

- ① 周手術期患者の入院生活と、患者を取り巻く環境について理解でき、適切に整えることができる。
- ② 周手術期患者および周囲の人々に対して、看護に必要な観察とコミュニケーションを用い、人間関係を主体的に成立させることができる。
- ③ 受け持ち患者の看護上の問題に対して、既習の「看護過程」を用いて解決する方法の基本を周手術期患者看護に適応させ、体験的に理解することができる。
- ④ 周手術期に特有な援助技術がわかり、指導者の指導の下で適切に実践することができる。
- ⑤ 周手術期を通して、患者を中心とした医療チームメンバーの役割と連携について説明することができる。
- ⑥ 看護を学ぶ学生として自らの課題をもち、志向する看護専門職としての望ましい態度の涵養を図ることができる。

(3) 実習内容

- ・大阪市立大学医学部附属病院で実習を行う。
- ・周手術期にある患者を対象とし、「看護過程」を道具として使いケアを実施する。

(4) 実習方法

- ① 3週間継続して1名の患者を受持ち、その患者を通して学ぶ。但し、継続できない場合は新たに患者を受け持つ場合もある。
- ② 受け持ち患者の手術当日は、患者とともに手術室に入室し、患者が術後ICUやHCUに入室する場合はICUやHCUで実習を行う。
- ③ 随時、カンファレンスを行う。
- ④ 実習最終日には全体発表会を行い、体験による学びの共有を図る。
- ⑤ 実習早期に手術室・回復室およびICU・HCU・救命救急センターの見学実習を行う。
- ⑥ 実習後期に救命救急センターの体験実習を行う。

(5) 実習記録

所定の記録用紙を用い指定の期日に提出する。

(6) 実習評価

実習評価の要件として、スーパーバイズカンファレンス当日の出席を必須とする。

実習評価表による実習目標の到達状況および実習記録、出席状況、実習態度等から総合的に評価する。

5) 精神看護学実習

(1) 実習目的

精神疾患をもつ人を身体的・精神的・社会的側面から総合的に理解するとともに、良好な治療的関係を構築し、セルフケアニーズに基づく看護を実践するための基礎を培う。

(2) 実習目標

- ①精神疾患をもつ人を身体的・精神的・社会的側面から総合的に理解する。
 - ・精神疾患をもつ人を理解するために必要な情報を収集する。
 - ・精神疾患をもつ人が抱える疾患およびその治療内容を説明する。
 - ・精神疾患をもつ人の精神状態および症状を述べる。
 - ・精神疾患をもつ人の生活史について述べる。
 - ・精神疾患をもつ人を取り巻く環境を述べる。
 - ・精神疾患をもつ人のストレスを具体的に述べる。
 - ・精神疾患をもつ人および家族が抱える日常生活上の困難を具体的に述べる。
 - ・精神疾患をもつ人のセルフケアニーズを予測する。
- ②精神疾患をもつ人と共に行動し、良好な治療的関係を構築する。
 - ・精神疾患をもつ人と適切な心理的距離を保ちながら参与観察する。
 - ・精神疾患をもつ人との関わりの中で、言語的・非言語的コミュニケーション技術を活用する。
 - ・精神疾患をもつ人との関わりの中で生じる自己の感情に気づき、言語化する。
- ③精神保健・医療・福祉専門職の役割機能の概要を理解する
 - ・精神科における他職種役割・機能を述べる。
 - ・精神科における看護職の果たす役割・機能の現状と発展可能性を具体的に述べる。
 - ・精神疾患をもつ人の地域生活を支える施設の機能を述べる。

(3) 実習内容

入院施設と地域生活を支える施設での実習を行う。

(4) 実習方法

- ①入院施設では、精神疾患をもつ人1名を受け持ち、セルフケア看護モデルに基づく看護を展開する。
- ②地域生活を支える施設では、外来での治療および看護場面や、地域生活及び自立への支援活動に参加し、その場の目的について学び、看護の役割を考える。
- ③カンファレンスや記録を通して、体験からの学びを深める。

(5) 実習記録

所定の用紙に記録し、指定する期日に提出する。

(6) 実習評価

実習終了後、所定の評価項目をもとに担当教員が評価する。

6) 老年看護学実習 I

(1) 実習目的

高齢者の健康や生活をアセスメントする方法を体験し、高齢者の心身の健康状態や生活環境の多様性を知る。高齢者を支える社会資源、多職種連携についても学習し、その人らしい生活の実現にむけた老年看護の基礎的能力を培う。

(2) 実習目標

- ① 高齢者の特徴に合わせたコミュニケーションをはかる。
- ② 高齢者の健康や生活をアセスメントする方法を理解する。
- ③ 高齢者の心身の健康状態や生活環境の多様性を知る。
- ④ 高齢者の健康状態や生活状況に合わせた様々なケアや看護の役割を理解する。
- ⑤ 老年看護における予防的ケア、生活援助、終末期の関わりの実際を知る。
- ⑥ 高齢者の生活を支える社会資源や多職種との連携を理解する。

(3) 実習内容

病院外来、デイケア、施設などの多様な場で、健康レベルの異なる高齢者と関わり、観察を行う。そこで、得られた情報を分析、評価するとともに、老年看護の役割を考察し、その内容を発表する。

(4) 実習方法

- ① 病院を受診する高齢者の外来受診の実態や生活状況を把握する。
- ② 認知症の診断プロセスや高齢者を対象とした地域連携の実際を知る。
- ③ 介護保険施設で生活する高齢者との関わりや行動観察を行い、ICFモデル図を作成する。
- ④ デイケア利用者の外来受診の実態や生活状況、サービススケジュールを把握する。
- ⑤ デイケア施設を中心とした高齢者の生活エリアにある地域ケアシステムを把握する。
- ⑥ 実習で得られた情報を分析、評価し、高齢者の特徴に合わせた老年看護の役割を考察する。
- ⑦ 実習成果をまとめ、プレゼンテーションを行う。

(5) 実習記録

所定の記録用紙に記録し、指定する期日に提出する。

(6) 実習評価

実習終了後、所定の評価項目をもとに担当教員が評価する。

7) 老年看護学実習Ⅱ

(1) 実習目的

施設入所高齢者を対象とする集団アクティビティ・ケアを企画・実施することで、高齢者の能力を最大限に引き出すケアのあり方とケア提供者間の連携・強力について考察する。

(2) 実習目標

- ①施設に入所している高齢者の健康と生活の状況を理解する。
- ②高齢者の主体的参加と安全性に配慮した集団アクティビティ・ケアを企画・実施・評価する。
- ③集団アクティビティ・ケアを通して、高齢者の能力を引き出すケアのあり方を考える。
- ④集団アクティビティ・ケアを通して、ケア提供者間の連携・協力について考える。

(3) 実習内容

- 1 グループ 5～6 名とし、介護老人福祉施設の 1 フロアで実習する。
実習するフロアの高齢者を対象としたアクティビティ・ケアを実施する。

(4) 実習方法

- ①高齢者自身やケア提供者から情報収集し、実習フロアの高齢者の特徴を理解する。
- ②対象とする高齢者集団の規模や特徴に合わせたアクティビティ・ケアを企画する。
- ③企画立案は学生が主体的に進めるが、可能であれば高齢者にも参加を求める。
- ④グループ単位で 15 分程度の集団アクティビティ・ケアを実施する。
- ⑤臨地実習指導者または教員に相談し、助言・指導を得る。

(5) 実習記録

所定の記録用紙に記録し、指定する期日に提出する。

(6) 実習評価

実習終了後、所定の評価項目をもとに担当教員が評価する。

8) 母性看護学実習

(1) 実習目的

妊婦（胎児を含む）・産婦・褥婦および新生児の特徴を理解し、対象に必要な看護の実際を実習し、既学習の知識・看護技術を統合させ、基礎的看護能力を養う。

(2) 実習目標

- ① 妊婦（胎児を含む）・産婦・褥婦および新生児の生理的変化の特徴や生命の尊厳について理解し、基礎的看護実践能力を構築する。
- ② 妊婦（胎児を含む）・産婦・褥婦および新生児の対象の個別性を理解した上でアセスメントし、その経過に伴う健康の段階の変化を通して、必要な援助方法を選択し、実施できる。
- ③ 初期の母子関係および家族のサポートの重要性について理解し、必要な援助方法について実践を通して学ぶことができる。
- ④ 母子看護に関わる保健医療チームの中での看護師の役割を理解し、母子保健システムに関する社会資源の活用や、健康教育の必要性を理解することができる。

(3) 実習内容

- ① 大阪市立大学医学部附属病院で実習を行う。
- ② 受け持ち対象
 - ・女性診療科（産科）病棟に入院中の産褥婦と新生児、NICU・GCUに入院中の児、女性診療科（産婦人科）外来通院中の妊婦
- ③ 経験する技術
 - ・受け持ち対象に必要な看護技術を実施（見学を含む）

(4) 実習方法

- ① 全体およびグループ別にオリエンテーションを行う。
- ② 母児同室の褥婦と新生児もしくは母児異室褥婦を1組以上受け持ち、看護を実践する。
- ③ NICU・GCU、分娩室、周産期外来における看護を学ぶ。
- ④ 実習期間中にテーマを設け、カンファレンスを行う。
- ⑤ 実習終了時に適宜、まとめを行う。

(5) 実習記録

所定の記録用紙に記録し、指定する期日に提出する。

(6) 実習評価

実習終了後、所定の評価項目をもとに担当教員が評価する。

9) 小児看護学実習

(1) 実習目的

子どもとその家族を総合的に理解し、個人差および家族差を尊重した小児看護を実践するための基礎的能力を養う。

(2) 実習目標

- ① 子どもの健康問題および健康問題が子どもと家族に及ぼす影響を理解し、小児看護過程の展開に必要な情報収集ができる。
- ② 子どもと家族をアセスメントし、看護問題を抽出して、看護計画を立案できる。
- ③ 計画にもとづいた看護を実践し、評価・修正ができる。
- ④ 子どもと家族のおかれている状況・環境を理解し、信頼関係（援助関係）を築くことができる。
- ⑤ 子どもの成長・発達を理解し、成長・発達に応じた適切な看護（遊び、学習の支援などの子どもの生活の支援）が提供できる。
- ⑥ 子どもと家族の権利を理解し、子どもと家族の環境を整え、安全を守ることができる。
- ⑦ 医師、理学療法士、病棟保育士、分教室教員、メディカルソーシャルワーカーなどとの連携によるチーム医療の重要性とチーム医療における看護師の役割を理解できる。
- ⑧ 外来の機能を学び、外来看護師の役割を理解することができる。

(3) 実習内容

大阪市立大学医学部附属病院小児医療センターに入院中の病児を中心に看護過程を展開する。また、小児科・新生児科外来に通院中の病児や分教室に所属している病児に必要な看護について理解する。

(4) 実習方法

- ① 「小児看護学実習記録ファイル」を全体オリエンテーション時に各自に配布する。
- ② 全体およびグループ別にオリエンテーションを行う。日程は別途提示する。
- ③ 原則として、実習前週の金曜日に各実習生が受けもつ病児に関する情報を提供する。
- ④ 病児を受けもち、疾患および成長・発達などのアセスメントを行って、看護問題を含む対象の全体像を描く。
- ⑤ 看護問題の優先順位を判断し、初期看護計画を立案する。
- ⑥ 看護過程の展開に当たり、日々の行動計画を教員および実習指導者に報告する。指導を受けた内容に基づき、必要に応じて、計画の修正等を行う。
- ⑦ 看護計画に基づき作成する健康教育に用いる媒体などに関しては、具体的な企画案を作成して事前に教員や指導者の指導を受ける。
- ⑧ 実習時間内にカンファレンスを設定して、学生各自の学びを共有しながら深める。

(5) 実習記録

所定の記録用紙に記録し、指定する期日に提出する。

(6) 実習評価

実習終了後に、実習目標の達成度、実習への取り組みから総合的に判断する。

10) 在宅看護学実習 I

(1) 実習目的

在宅ケアを要する対象と家族のニーズおよび生活特性を理解し、訪問看護ステーションの役割と機能、看護の実際を学ぶ。また、在宅ケアを円滑に進めるための医療・介護保険などの社会保障、サポートネットワークとケアシステムについて学び、看護実践者としての能力を養う。

(2) 実習目標

- ① 在宅療養者と家族の健康と生活を理解する できる。
- ② 在宅療養者と家族に対する看護上のニーズを把握し、看護計画を立案 できる。
- ③ 在宅療養者と家族に対する計画に基づいた看護実践を 理解できる。
- ④ 在宅医療に関する社会資源と多職種連携の方法を理解できる。
- ⑤ 訪問看護ステーションの役割を理解でき訪問看護ステーションにおける訪問看護師の役割について理解できる。

(3) 実習内容

訪問看護ステーションにおける訪問看護利用者を対象とした在宅看護実践を理解する。

(4) 実習方法

- ① 全体およびグループ別にオリエンテーションを行う。
- ② 訪問看護師とともに同行訪問を行い、訪問看護利用者の看護上のニーズと看護実践を理解し、看護計画の立案を行う。
- ③ 訪問看護利用者のケアプランを理解し、地域の社会資源の活用方法と関連職種との連携を理解する。
- ④ カンファレンスや記録をとおして、学びを深める。

(5) 実習記録

所定の記録用紙に記録し、指定する期日に提出する。

(6) 実習評価

実習目標の到達度、実習への取りくみ姿勢などについて、担当教員が総合的に評価する。

11) 在宅看護学実習Ⅱ

(1) 実習目的

地域包括支援センターやセンターにかかわる機関での活動の実際をとおして、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続するために必要な予防的・継続的ケアマネジメントの方法や社会資源の内容、地域包括ケアシステムの構築方法について学ぶ。

また、地域で利用可能な健康保持増進・介護予防・権利擁護についての社会資源を学び、地域包括支援センターの役割と機能を学ぶ。

(2) 実習目標

- ① 在宅高齢者やその家族の健康や生活を理解できる。
- ② 在宅高齢者やその家族を取り巻く生活環境を理解できる。
- ③ 在宅高齢者とその家族が暮らす地域の特性を考慮した看護上のニーズを把握し、支援、予防の方法を理解できる。
- ④ 介護予防・権利擁護に関する社会資源と多職種連携の方法を理解できる。
- ⑤ 地域包括支援センターの活動の内容や役割を理解できる。

(3) 実習内容

大阪府内の地域包括支援センターにて在宅高齢者を対象とした在宅看護実践を理解する。

(4) 実習方法

- ① 全体およびグループ別にオリエンテーションを行う。
- ② 地域包括支援センター職員とともに同行訪問を行い、介護予防ケアマネジメントや支援を学ぶ。
- ③ 介護予防や権利擁護に関する事業に参加し、在宅高齢者のための社会資源やケアネットワークの内容を学ぶ。
- ④ 同行訪問または相談事例の高齢者の視点で地区視診を行う。
- ⑤ 同行訪問または相談事例の支援計画を立案する。
- ⑥ カンファレンスや記録をとおして、学びを深める。

(5) 実習記録

所定の様式に記録し、指定する期日に提出する。

(6) 実習評価

実習目標の到達度、実習への取りくみ姿勢などについて、担当教員が総合的に評価する。

12) 公衆衛生看護学実習 I

(1) 実習目的

公衆衛生看護学では、公衆衛生の知識や技法を使って、地域で生活している人々を個人、家族、集団として捉え、地域全体を対象として看護活動を行っている。公衆衛生看護学実習 I では、政令市の保健福祉センターにおいて、地域診断に必要な情報を収集し、地域の状況を捉える方法を学び、地域で生活する人々（新生児から高齢者）の健康ニーズに対応した家庭訪問の目的ならびに方法論を理解する。さらに、保健所・保健福祉センターの役割と機能、組織体系、ならびに法的根拠について理解を深める。

(2) 実習目標 （公衆衛生看護学実習要項参照）

(3) 実習内容

大阪市内 24 区保健福祉センターで実施する。

(4) 実習方法

① 実習施設

- ・ 実習施設はグループごとに異なる。詳細は実習オリエンテーション等で説明する。

② 実習事前準備

- ・ 公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護活動論、公衆衛生看護展開論、公衆衛生看護管理論、地域看護診断演習について実習前に復習しておくこと。
- ・ 実習前にオリエンテーションを行うので必ず参加のこと。
- ・ 実習における各自の実習目標を立案すること。

③ 実習期間中の学習方法

- ・ 保健師等が行なっている保健活動、保健師活動を実施・見学する。
- ・ 対象としている集団において、地域看護診断を行ない、健康課題について検討する。
- ・ カンファレンスや記録をとおして、学びを深める。

(5) 実習記録

所定の記録用紙に記録し、指定する期日に提出する。

(6) 実習評価

実習終了後、所定の評価項目に基づき、実習指導者と教員が評価する。

13) 公衆衛生看護学実習Ⅱ

(1) 実習目的

政令市の保健福祉センターにおいて、地域診断を行い、地域の健康課題を抽出するとともに、健康課題を解決するための保健事業の企画立案、実施、および評価の一連の公衆衛生看護活動の基盤となる過程を理解する。また、各種保健事業や地区組織活動への参加、健康教育の企画・実施・評価、および家庭訪問などを体験することにより、公衆衛生看護に対する理解を深め、自ら実践できる能力を養う。さらに、地域ケアシステムを構築するための方法、施策化に必要な根拠とプロセス、および健康危機管理の体制について理解を深め、保健師に必要な能力を培う。また、養護教諭や産業保健師の業務を理解し、保健福祉センターとの連携について考える。

(2) 実習目標 (公衆衛生看護学実習要項参照)

(3) 実習内容

大阪市内 24 区保健福祉センターで実施する。

(4) 実習方法

① 実習施設

- ・ 実習施設はグループごとに異なる。詳細は実習オリエンテーション等で説明する。

② 実習事前準備

- ・ 公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護活動論、公衆衛生看護展開論、公衆衛生看護管理論、地域看護診断演習について実習前に復習しておくこと。
- ・ 実習前にオリエンテーションを行うので必ず参加のこと。
- ・ 実習における各自の実習目標を立案すること。

④ 実習期間中の学習方法

- ・ 保健師が行なっている保健活動・健康教育・健康診査・家庭訪問等の保健師活動を実施・見学する。
- ・ 対象としている集団において、地域看護診断を行ない、健康課題について検討する。
- ・ カンファレンスや記録をとおして、学びを深める。

(5) 実習記録

所定の記録用紙に記録し、指定する期日に提出する。

(6) 実習評価

実習終了後、所定の評価項目に基づき、実習指導者と教員が評価する。

14) 公衆衛生看護学実習Ⅲ

(1) 実習目的

事業場や労働衛生機関などの産業保健活動の場での実習を通して、産業保健並びに産業看護活動の実際、働く人々に対する包括的な産業保健サービスのあり方を学ぶことを目的とする。

(2) 実習目標 (公衆衛生看護学実習要項参照)

(3) 実習内容

産業保健活動の場において、個人、家族、集団を対象とした保健活動・保健師活動について学習する。

(4) 実習方法

① 実習施設

- ・ 実習施設はグループごとに異なる。詳細は実習オリエンテーション等で説明する。
- ・ それぞれの実習施設における目的・実習目標および各自の実習目標に沿って実習を進める。

② 実習事前準備

- ・ 公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護活動論、公衆衛生看護展開論、公衆衛生看護管理論、地域看護診断演習について実習前に復習しておくこと。
- ・ 実習前にオリエンテーションを行うので必ず参加のこと。
- ・ 実習における各自の実習目標を立案すること。

③ 実習期間中の学習方法

- ・ それぞれの実習施設において、保健師・看護職が行なっている保健活動、保健師活動を実施・見学する。
- ・ カンファレンスや記録をとおして、学びを深める。

(5) 実習記録

所定の記録用紙に記録し、指定する期日に提出する。

(6) 実習評価

実習終了後、所定の評価項目に基づき、実習指導者と教員が評価する。

15) 統合看護実習

(1) 実習目的

看護の実践現場において、これまでに学んだ基礎分野から専門分野までの基礎的知識と技術を看護の実践現場で統合させ、総合的な看護活動のあり方を学ぶ。

(2) 実習目標

- ①学生は興味を持った課題を主体的に選択し、研究的視点で看護の検討を行い、看護展開ができる。
- ②チーム医療や他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップおよびリーダーシップのあり方や看護のマネジメントの基礎的能力の習得、医療安全の基礎的知識の理解などを実践を通して学び、看護の総合的視点を養う。

(3) 実習方法

領域別実習

学生自身が基礎、成人慢性期、成人急性期、老年、精神、母性、小児、在宅看護学分野から1つの分野を選択し、臨地実習を行う。

ただし、選択する実習分野に学生数制限があり、実習ガイダンス時に詳細を説明する。

(4) 実習内容、記録、評価等についてはガイダンスにて詳細に説明する。

(5) 単位認定

各領域実習において5分の4以上、出席していることが原則的な単位取得条件である。

その他の留意事項は、他の実習と同様である。

「統合看護」の各担当分野の実習目標、概略について

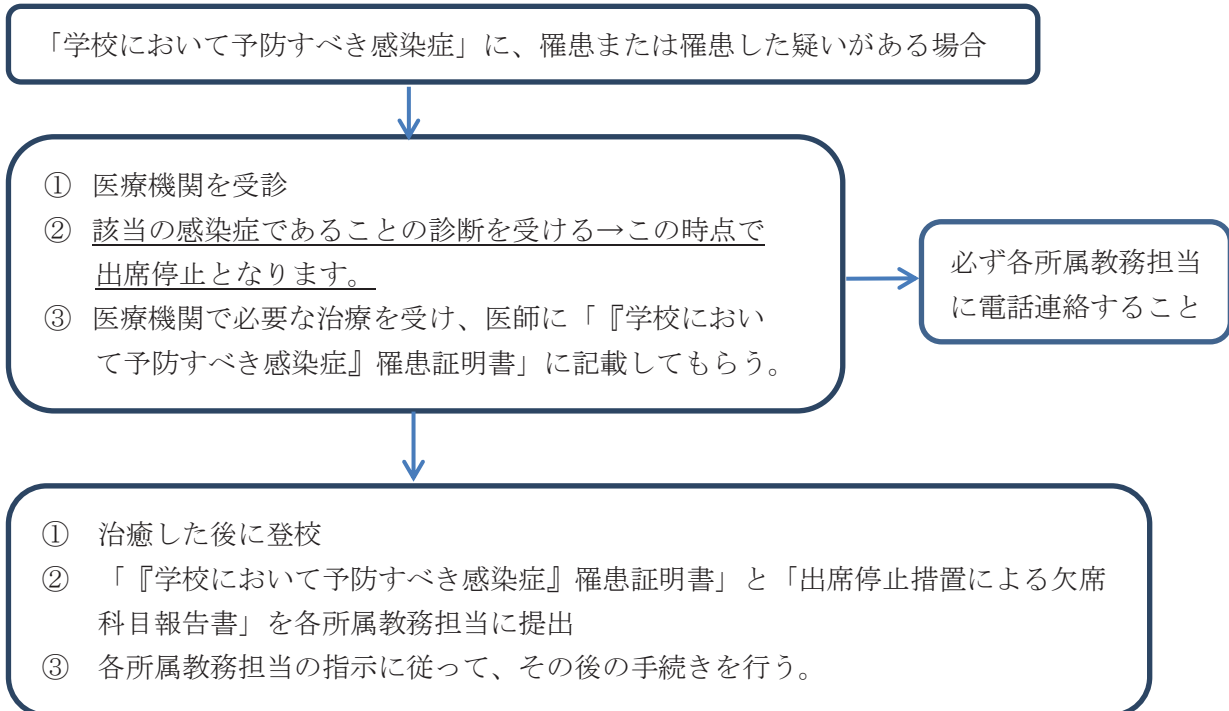
各担当分野		実習目標	実習内容
選択した各看護分野における臨地実習	基礎看護学 分野	基礎看護学 看護基礎教育、継続教育の実際を知り、看護実践に求められる多職種連携や看護マネジメントの必要性を考 えることができる。	①臨床において様々な職種で構成され たチームの活動に参加し、多職種連携、 マネジメントの実際を学ぶ。 ②多職種連携、マネジメントに求められ る看護専門職者としての基礎力を理解 し、看護基礎教育の実際を学ぶ。
	成人慢性期 看護学分野	成人慢性期 看護学 慢性看護領域において実際の看護 実践をとおり、既習の知識と技術の 統合をはかり、看護の対象の QOL の 向上を支援できる看護実践能力を高 める。	①慢性看護実践における自己課題を明 確にし、その達成に向け計画的に実習に 取り組む。 ②関心の高い慢性領域の看護において、 患者の状態に応じた看護計画と行動計 画を立案し、それに基づいた看護実践を 行う。 ③病棟管理者および業務責任者と共に 行動し、医療チームのそれぞれの役割を 学ぶ。 ④統合実習の学びをとおり、興味関心 のある看護について研究的視点から文 献を用いて考察する。
	成人急性期 看護学分野	成人急性期 看護学 ①成人急性期分野に求められる看護 サービス・マネジメントの実際を知 る。 ②成人急性期分野における看護サ ービス・マネジメントの課題に気付 くことができる。	①急性期分野における看護サービス・マ ネジメントの実際を体験的に学習する。 ②成人急性期分野において発見した臨床 看護実践上の課題を、場面や事例を通 して研究的視点で検討する。
	老年看護学 分野	老年看護学 高齢者の健康や生活上の課題を捉 え、環境との関連から高齢者ケアを 考える。	①これまでの学習を踏まえて、高齢者の健 康状態や生活状況およびそれに関連する 環境(物理的、社会的、運営的)を観察する。 ②認知症高齢者への環境支援指針(PEAF 日本語版)に基づいて、高齢者の健康や生 活上の課題と環境の関連を分析し、必要 なケアを考える。

各担当分野		実習目標	実習内容	
選択した各看護分野における臨地実習	精神看護学 分野	精神看護学	<p>精神看護実践における自己の課題を探求し、精神の病をもつ人に対する看護を展開する基礎的能力を高めると共に、精神看護における専門職間の協働や看護マネジメントに関する基礎的な視点を養うことによって、精神看護の発展可能性を検討する。</p>	<p>① 精神看護実践における自己の課題を明確化し、課題を探求するために、計画的に実習する。</p> <p>② 精神疾患をもつ人のセルフケアニーズをアセスメントし、看護実践を評価する。</p> <p>③ 精神看護における専門職間の協働の実際を把握し、看護マネジメントの在り方を検討する。</p>
	母性看護学 分野	母性看護学	<p>①母性看護学分野に関連したテーマを選択し、そのテーマを中心に実際の看護実践をとおし、文献検討もあわせて学習し、基礎的看護能力を養う。</p> <p>②看護マネジメントの実際を学ぶ。</p>	<p>① 産婦人科(産科)病棟、周産期外来、NICU・GCU において、入院・通院中の対象(患者)の特徴を考慮し、学生自ら看護実践能力の基礎的構築を行い、看護の実践ができるように学習を深める。</p> <p>② 病棟管理者または業務責任担当者とともに行動する。患者・看護管理、他部門との調整を含め、病棟管理の実際の場面を通して、病棟責任者の役割と業務遂行の具体的方策などを理解する。</p>
	小児看護学 分野	小児看護学	<p>① 各看護学分野での実習の学びを踏まえて小児看護の自己学習課題を明確にできる。</p> <p>② 子どもとその家族の個人差および家族差を尊重した小児看護の実践能力を高めることができる。</p>	<p>① 実習開始2週間前までに実習計画書(テーマ、目的・目標、実習方法および内容)を提出して指導教員の指導を受ける。</p> <p>② 実習2日目までに担当病児の全体像を提示したうえで自己のテーマに関する看護初期計画を立案し実施ならびに評価を行う。</p> <p>③実習終了後、②に関する考察を加えたレポートを実習終了後に提出する。</p>
	在宅看護学 分野	在宅看護学	<p>地域で暮らす虚弱高齢者を取り巻く地域全体の特徴と地域の健康課題を明らかにし、高齢者が住み慣れた地域で質の高い生活を継続するための地域を単位とした在宅ケア計画を考える。</p>	<p>① 地域に暮らす虚弱高齢者の視点に立ち、自然や生活環境について情報収集し、地域の特性を把握する。</p> <p>② 地域に暮らす虚弱高齢者の在宅ケアに必要な社会資源について情報収集し、その地域のケアニーズを把握する。</p> <p>③ 虚弱高齢者の在宅ケアをテーマとして、地域を単位とした健康課題のアセスメントと支援計画の展開方法を理解する。</p>

参考 「学校において予防すべき感染症」における出席停止と手続きについて

本学では、学校保健安全法の定めにより、「学校において予防すべき感染症（別表）」に罹患、または罹患した疑いがある場合、大学内での感染拡大を予防するため出席停止としています。

【学校において予防すべき感染症に罹患または疑わしい症状がある場合の手続き】



- 『「学校において予防すべき感染症」罹患証明書』には、診断名、出席停止期間が明記されていること
- 上記内容が明記されていれば、医師による診断書で代用することが可能です。
- 出席停止期間における授業・試験等の取り扱いについては、各所属の決定に従ってください。また、出席停止期間に対する取扱いは、各所属や科目によって異なりますのでご注意ください。
- インフルエンザが疑われる場合、保健管理センターの内科診察でインフルエンザの診断及び治療が可能です。
- 感染症緊急対策本部が設置された場合においては、別途の対応を行う場合があるのでその指示に従ってください。
- 問い合わせ先
 - (1) 医療・健康に関すること
保健管理センター 電話 06-6605-2108
 - (2) 授業・試験等に関すること
医学部看護学科事務室 電話 06-6645-3511

(別表)

学校において予防すべき感染症

学校保健安全法施行規則第十八条に定める感染症

種類	病名
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、新型コロナウイルス感染症及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

学校保健安全法施行規則第十九条に定める出席停止の期間

種類	病名
第一種	第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで
第二種	第二種の感染症にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。 イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあっては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。 ロ 百日咳にあっては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 ハ 麻しんにあっては、解熱した後三日を経過するまで。 ニ 流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 ホ 風しんにあっては、発しんが消失するまで。 ヘ 水痘にあっては、すべての発しんが痂皮化するまで。 ト 咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。 チ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで